

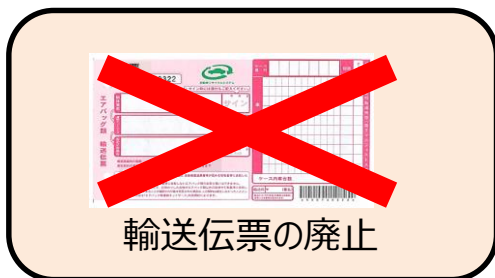


エアバッグ類集荷時の集荷控え（管理番号）の適切な保管をお願いします。

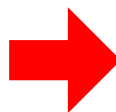
平素はエアバッグ類の適正処理にご尽力いただき、ありがとうございます。

先般ご案内のとおり、2022年1月よりエアバッグ類集荷の依頼方法が**自動車リサイクルシステム（WEB連絡）**へ変更されたことに伴い、現在お渡している紙の産業廃棄物収集運搬契約書(エアバッグ類輸送伝票B票)は順次廃止となり、電子契約に移行されます。

産業廃棄物収集運搬契約書は、運搬完了後5年間保管義務（廃棄物処理法施行規則8の4の3）があるため、集荷時にお渡する集荷控え（管理番号）を適切に管理いただきますようお願いいたします。



輸送伝票の廃止

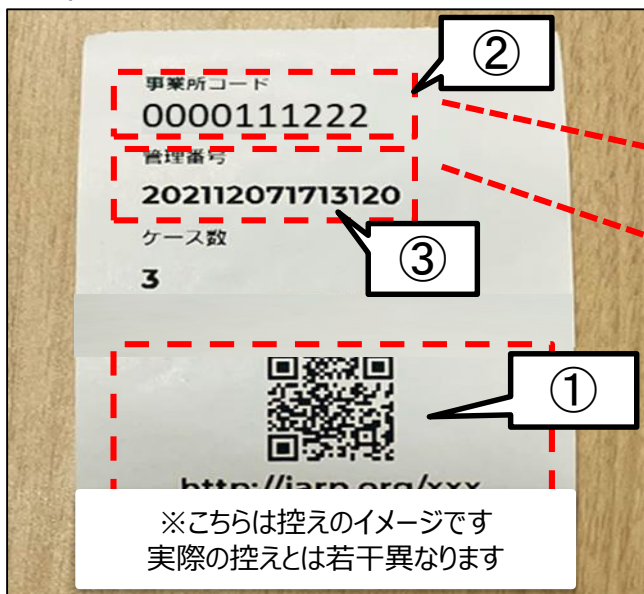


契約書の閲覧

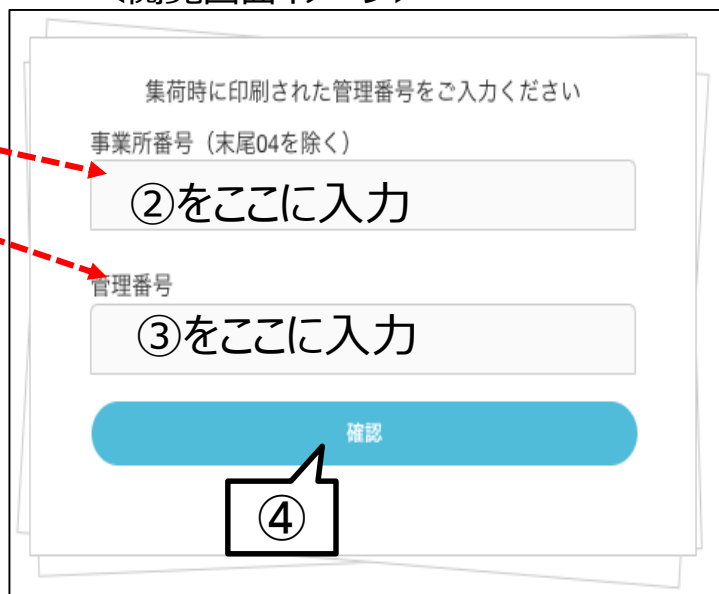
<電子契約の確認方法>

- 1.集荷時に事業所コードやQRコード等が印字された控えを運搬ネットワーク業者より受け取る。(左下画像)
- 2.控えに印字されているQRコード、もしくはURLより自再協HPへアクセスする。(①)
- 3.控えに印字されている「貴事業所コード」「管理番号」を閲覧画面に入力。(②③)
- 4.確認ボタンをクリックして、契約書を閲覧する。(④)

<集荷控えのイメージ>



<閲覧画面イメージ>



① 操作方法がご不明な場合

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター（☎：050-3786-7755）へお問い合わせください。

<契約書のサンプル>

以下の書式の契約書が閲覧できます。

エアバッグ類（産業廃棄物）収集・運搬委託契約書

解体業者（排出事業者） 事業所名： 住所：	引渡日
	yyyy/mm/dd
	サイン

運搬ネットワーク業者（収集運搬業者） 事業所名： 住所：	受取日
	yyyy/mm/dd
	サイン

指定引取場所（搬入先） 事業所名： 住所：	

ケース番号：
荷姿ID：
車台数：
運搬料金（税抜）：¥〇〇〇〇

産業廃棄物の種類：エアバッグ類（金属くず・廃プラスチック類）

許可の範囲：事前配布した許可証の通り

契約の有効期間：解体業者引渡日から運搬が完了する日まで

ご注意

運搬ネットワーク業者にて行なう輸送は、自動車製造等が定める引取基準に合致したエアバッグ類に限ります。エアバッグ類以外の品物や引取基準に合致しないエアバッグ類のお取り扱いにはできません。また、輸送後の指定引取場所にてお預かりした品物がエアバッグ類以外の品物や引取基準に合致しないエアバッグ類であることが確認され、引取を拒否された場合、この契約は成立しなかったこととします。尚、その他は『エアバッグ類運搬ネットワーク利用規約』によります。

※『札幌自動車運輸・カネシマメタル・岡山県貨物運送』の運搬ネットワーク業者をご利用の方は、

下記URLから積替保管場所等の詳細をご確認ください

URL：〇〇〇〇